

ゲームセンター事業者の方へ

条例等改正に伴うお知らせ

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の一部改正（以下「改正風営法」という。）に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例も一部改正（以下「三重県条例」という。）され、平成28年6月23日から施行されます。

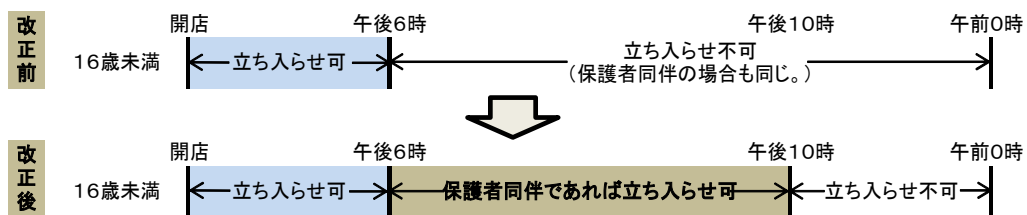
ゲームセンター事業者の方が主に関係のある改正部分は、

- ・改正風営法により、ゲームセンターが8号営業から5号営業に変更
（許可証は、そのまま読み替えますので、変更の必要はありません。）
- ・三重県条例により、ゲームセンターへの年少者の客としての立ちらせ規制が緩和
（下記図参照してください。従来の16歳未満、午後6時規制は変更ありません。）

となったことです。従業者の方にも周知をお願いします。

年少者の立ちらせの制限【三重県条例第8条】

ゲームセンター等の営業を営む風俗営業者は、午後6時後午後10時前の時間において、16歳未満の者を営業所に客として立ちらせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。



* 風営法では、18歳未満の者を午後10時以降に客として立ちらせすることを禁止しています。

なお、今回の三重県条例の一部改正により、営業所の入口表示を変更する必要がありますので、準備をお願いします。

【表示例】

- 18歳未満の方は、午後10時以後立入り禁止です。
- 16歳未満の方は、午後6時後立入り禁止です。
（保護者同伴の場合は、除かれます。）

三重県警察本部
生活安全部生活安全企画課
許可等事務室

059-222-0110
（内線 3021、3026）

